

ところである。

当室では、下記のような取組の好事例について報告を受けているところであり、各自治体におかれては、これらを参考としつつ、各地域の状況に応じた工夫を行っていただくとともに、補装具費の適切な支給に向けた取組を全国で推進するためにも、各自治体における取組の好事例について、積極的に情報提供いただきたい。

【取組例】

<都道府県域が広大な自治体の場合の対応>

- ① 身体障害者更生相談所の支所等における相談等の実施
- ② 巡回相談(判定)の実施

<適切な補装具の引き渡し・使用状況の確認等を行うための対応>

- ① 処方に関わった医療機関との連携の強化による補装具使用状況の確認
- ② 補装具の引渡し後、直接又は画像データの提出等により、支給決定内容との突合・確認を行う

市町村は、購入のみならず修理に係る補装具費支給事務においても、申請者や補装具事業者と連携の上、原則として申請書の提出があった日の翌日から起算して2週間以内に要否を決定するなど、支給事務に係る標準処理期間を定めることとし、その迅速な対応に努められたい。

また、耐用年数については、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、補装具費の支給を受けた障害者等の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なるものと考えられる。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の障害者等の実情に沿った対応が行われるよう留意願いたい。

ウ 借受けの取組みについて

借受けは、導入から3年が経過するところであり、令和元年度は11件の実績となっている。借受けは、身体の成長や障害の進行に対する対応、購入に先立つ比較検討という点で有益であるため、各自治体におかれては、引き続き、補装具費支給制度の円滑な運用に向けて、借受けの活用を積極的に検討いただきたい。

実施にあたっては、身体障害者更生相談所による技術的助言が重要であるとともに、身体障害児の補装具費支給意見書を記載する指定自立支援医療機関との連携が欠かせないため、身体障害者更生相談所や指定自立支援医療機関が市町村と十分連携できるよう、都道府県等におかれては支援をお願いする。また、補装具費支給制度において、借受けが適当であるとしている事例は、身体の成長や障害の進行に対する対応、購入に先立つ比較検討に限定していることから、該当しない事例に対して借受けを強いるなど、誤った運用をしないよう留意いただきたい。